

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和4年10月18日（火） 号外第67号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（26）（人事企画課）・・・5
	鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及び管理に関する条例 （27）（とっとり弥生の王国推進課）・・・70

公布された条例のあらまし

◇職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

1 条例の制定理由

国家公務員の定年の引上げ及び地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年を65歳に引上げ、給与及び退職手当の支給についての必要な措置を講ずること等に伴い、関係する条例について一括して所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の定年等に関する条例の一部改正

ア 職員の定年を、年齢65年（特定の機関で医療業務に従事する医師及び歯科医師は年齢70年）とし、令和5年4月1日から令和13年3月31日までにおいて2年ごとに段階的に引き上げることとする。

イ 管理監督職となる職を定めるとともに、管理監督職勤務上限年齢を年齢60年とする。

ウ 年齢60年に達した日以後に退職をした者を、定年前再任用短時間勤務職員として採用することができるものとする。

(2) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後、当該職員が受けるべき給料月額に100分の70を乗じて得た額とする。

イ (1)イにより他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、アにより算定した給料月額が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額とアにより算定した給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

(3) 職員の退職手当に関する条例の一部改正

ア 当分の間、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額は、定年による退職をした場合等と同様の割合を乗じて得た額とする。

イ (2)アにより、職員の給料月額が改定された者に対する退職手当の額の算定については、在職期間中に給料月額の減額改定以外の理由による減額がある場合に適用される特例措置を適用するものとする。

(4) 再任用制度を廃止し、定年前再任用短時間勤務制を新設すること等に伴い、次の条例について所要の規定の整備を行う。

ア 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例

イ 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

ウ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

エ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

オ 職員の育児休業等に関する条例

カ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例

キ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例

ク 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

ケ 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

コ 鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(5) 職員の再任用に関する条例を廃止する。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする一部の事項を除き、令和5年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及び管理に関する条例

1 条例の制定理由

青谷上寺地遺跡（以下「遺跡」という。）を県民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継いでいくとともに、遺跡の魅力を鳥取県の内外に発信し、遺跡の適切な保存及び活用を図り、もって県民の文化向上に資するため、鳥取県立青谷かみじち史跡公園を設置する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県立青谷かみじち史跡公園（以下「史跡公園」という。）を鳥取市に設置する。
- (2) 史跡公園の施設は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 遺跡から出土した重要文化財その他出土品（以下「重要文化財等」という。）の収蔵展示施設
 - イ ガイダンス施設（重要文化財等の調査及び研究のために必要な施設を含む。）
 - ウ 屋外展示施設
 - エ アからウまでに掲げるもののほか遺跡及び重要文化財等の適切な保存及び活用を増進するために必要な施設
- (3) 史跡公園においては、次に掲げる事務を行うものとする。
 - ア 史跡公園の維持管理、調査研究及び整備に関すること。
 - イ 重要文化財等の収蔵展示に関すること。
 - ウ 史跡公園の普及啓発及び情報発信に関すること。
 - エ 史跡公園関係職員その他関係者の研修に関すること。
 - オ 遺跡の管理団体として行う管理及び復旧に関すること。
 - カ アからオまでに掲げるもののほか史跡公園の保存及び活用を図るために必要な事項に関すること。
- (4) 史跡公園に所長その他の所要の職員を置く。
- (5) 知事は、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に史跡公園の維持管理に関する業務等を行わせるものとする。
- (6) 指定管理者が業務を行う期間は、5年間とする。
- (7) 知事は、指定管理者の指定手続に係る申請があったときは、業務の事業計画書の内容が、史跡公園の効用を最大限に発揮させるとともに、当該業務に係る経費の縮減が図られるものであること等の基準によって指定管理者の候補者を選定するものとする。
- (8) 利用時間及び利用休止日
 - ア 史跡公園の利用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。
 - イ 史跡公園の利用を休止する日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。
- (9) 利用の許可
 - ア 史跡公園の施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。
 - イ 指定管理者は、その利用が公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる場合等は、アの許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。
 - ウ 指定管理者は、史跡公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。
- (10) 利用料金
 - ア 利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させるものとする。
 - イ 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。
 - ウ 知事は、イにより利用料金を承認したときは、速やかに告示するものとする。
- (11) 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。
- (12) 行為の制限等
 - ア 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。
 - (ア) 史跡公園の施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (イ) 史跡公園内において喫煙し、又は火を使用すること。

- (ウ) 指定管理者の許可を受けずに竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
 - (エ) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (オ) 土地の形質を変更すること。
 - (カ) 指定管理者の許可を受けずに物品を販売すること。
 - (キ) 立入禁止区域内に立ち入ること。
 - (ク) 空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。
 - (ケ) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、知事が別に定める行為
- イ 指定管理者は、アに違反し、又はそのおそれのある者に対しては、史跡公園への立入りを拒み、又は史跡公園からの退去を命ずることができる。
- (13) 指定管理者は、史跡公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、史跡公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。
- (14) 指定管理者は、利用許可又は(12)ア(ウ)若しくは(カ)の行為に係る許可（以下「行為許可」という。）を受けた者が、この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき等に該当すると認めるときは、利用許可又は行為許可を取り消すことができる。
- (15) この条例に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。
- (16) 施行期日等
- ア 施行期日は、公布の日とするイに関する事項を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日とする。
- イ 指定管理者の指定等条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- ウ 条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初の指定管理者の業務を行う期間は、(6)にかかわらず、施行日から令和11年3月31日までとする。

条 例

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和4年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第26号

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する条例(昭和59年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条—第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第14条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで、第28条の7、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第3項並びに警察法(昭和29年法律第162号)第56条第2項及び第56条の4第2項の規定に基づき、<u>法第3条第2項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第3項の規定に基づき、<u>地方公務員法第3条第2項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 略</p>

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。ただし、次に掲げる機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。

(1)～(6) 略

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該職務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、次に掲げる機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。

(1)～(6) 略

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の内容等からみて次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその職務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、

長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

(定年に関する施策の調査等)

第5条 略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（第3条ただし書に規定する職員が占める職を除く。）とする。

(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第7条の2第1項に規定する職（舎監長である教諭、部主事である主幹教諭及び部主事である教諭を除く。）

(2) 警視又は警部の階級にある鳥取県警察の警察官が占める職

(3) 前2号に掲げる職に準ずる職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の

その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

(定年に関する施策の調査等)

第5条 略

職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は降給を伴う転任（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上でその状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）」と、同項第1号、第2号及び第3号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第1号中「降任又は降給を伴う転任（以下この条及び第10条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第2号中「降任等」とあ

るのは「特定任命」と、同項第3号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

(管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当

該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を

延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合であって鳥取県が加入するものをいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

1～4 略

(定年に関する経過措置)

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条本文の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条ただし書の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

7 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべ

附 則

1～4 略

き年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

8 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例による給与は、職員（前条に掲げる職員のうち常時勤務を要するもの及び短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）にあつては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、特地勤務手当に準ずる手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては、第16条の14の定める</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例による給与は、職員（前条に掲げる職員のうち常時勤務を要するもの及び短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）にあつては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、特地勤務手当に準ずる手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては、第16条の14の定める</p>

ところによる。

(昇給等の基準)

第4条 略

2～10 略

11 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条第2項から第4項まで、第6項、第7項及び第11項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

2 定年前再任用短時間勤務職員を除く短時間勤務職員の給料月額は、前条第2項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項若しくは第4項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務

ところによる。

(昇給等の基準)

第4条 略

2～10 略

11 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条第2項から第4項まで、第6項、第7項及び第11項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

2 短時間勤務職員の給料月額は、前条第2項から第4項まで及び第11項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項若しくは第4項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2

時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第16条の4 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の65.5を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、100分の55.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の77.5（特定幹部職員にあっては、100分の97.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の39.5（特定幹部職員にあっては、100分の49.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

(義務教育等教員特別手当)

第16条の8 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別

条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第16条の4 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の65.5を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、100分の55.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の77.5（特定幹部職員にあっては、100分の97.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の39.5（特定幹部職員にあっては、100分の49.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

(義務教育等教員特別手当)

第16条の8 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委

に応じて、人事委員会規則で定める。

3～5 略

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第16条の11 第4条第3項から第10項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第11条の4、第11条の5、第11条の9及び第16条の9の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

附 則

1～8 略

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第11項及び第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）第3条ただし書に規定する職員

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第4条第1項ただし書に規定する管理監督職を占める職員

(4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

11 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職

員会規則で定める。

3～5 略

(再任用職員等についての適用除外)

第16条の11 第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第11条の4、第11条の5、第11条の9及び第16条の9の規定は、再任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

附 則

1～8 略

への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第13項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

13 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

14 附則第12項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第12項中「前項」とあるのは「第13項」と、「基礎給料月

額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第11項及び第12項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第11項、第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第11項、第13項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第16条の4第5項（第16条の7第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第16条の4第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第11項、第13項、第15項又は第16項の規定による給料の額との合計額」とする。

18 附則第9項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

19 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		級	級	級	級	級	級	級	級	級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		級	級	級	級	級	級	級	級	級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略
定年前再任用短時間勤務職員	略

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の区	職	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	務の級	級	級	級	級	級	級	級	級	級

再任用職員以外の職員	略
再任用職員	略

備考

この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の区	職	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	務の級	級	級	級	級	級	級	級	級	級

分	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	略									
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	略									

備考

- 1 この表は、警察官に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表（1）

分	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	略									
再 任 用 職 員	略									

備考

この表は、警察官に適用する。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表（1）

職員 の区 分	職 務 の 級	1	2	特	3	4
		級	級	2	級	級
号給	給	給	給	給	給	給
	料	料	料	料	料	料
	月	月	月	月	月	月
	額	額	額	額	額	額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	略					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	略					

備考

1・2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用
については、表中「給料月額」とあるの
は、「基準給料月額」と読み替えるものと
する。

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職 務 の 級	1	2	特	3	4
		級	級	2	級	級
号給	給	給	給	給	給	給
	料	料	料	料	料	料
	月	月	月	月	月	月
	額	額	額	額	額	額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職	略					

職員 の区 分	職 務 の 級	1	2	特	3	4
		級	級	2	級	級
号給	給	給	給	給	給	給
	料	料	料	料	料	料
	月	月	月	月	月	月
	額	額	額	額	額	額
再任 用職 員以 外の 職員	略					
再任 用職 員	略					

備考

1・2 略

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職 務 の 級	1	2	特	3	4
		級	級	2	級	級
号給	給	給	給	給	給	給
	料	料	料	料	料	料
	月	月	月	月	月	月
	額	額	額	額	額	額
再任 用職 員以 外の 職員	略					

員以外の職員	
定年前再任用短時間勤務職員	略

備考

1・2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略					
定年前再任用短時間勤務職員	略					

備考

1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

再任用職員	略
-------	---

備考

1・2 略

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略					
再任用職員	略					

備考

この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の 級	1	2	3	4
		級	級	級	級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	略				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	略				

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の 級	1	2	3	4	5	6	7
		級	級	級	級	級	級	級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	略							

職員の 区分	職務 の 級	1	2	3	4
		級	級	級	級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用 職員以 外の職 員	略				
再任用 職員	略				

備考

この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の 級	1	2	3	4	5	6	7
		級	級	級	級	級	級	級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用 職員以 外の職 員	略							

定年前再任用短時間勤務職員	略
---------------	---

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略							
定年前再任用短時間勤務職員	略							

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

再任用職員	略
-------	---

備考

この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略							
再任用職員	略							

備考

この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略					
定年前再任用短時間勤務職員	略					

備考

- この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第8 公安職給料表等級別基準職務表（第3条関係）

職務の級	標準的な職務
略	
5級	警察本部（警察法第47条第1項の規定に基づき設置されるものをいう。

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略					
再任用職員	略					

備考

この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第8 公安職給料表等級別基準職務表（第3条関係）

職務の級	標準的な職務
略	
5級	警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定に基づき

以下同じ。)の課長補佐の職務	設置されるものをいう。以下同じ。)の課長補佐の職務
略	略

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、給与条例第1条の2に規定する職員のうち常時勤務を要するもの(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日(1月間の日数(鳥取県の休日定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない場合にあっては、18日から20日と当該1月間の日数との差に相当する日数を減じた日数。第15条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の4まで及び第7条から第7条の</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、給与条例第1条の2に規定する職員のうち常時勤務を要するもの(再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者をいう。以下同じ。))を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者(再任用職員を除く。)のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第7条から第7条の</p>

3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
1 傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この表、次条及び第5条において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「自己都合等退職者」という。）で、勤続期間が20年未満のもの	略	

3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
1 傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この表、次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この表及び第8条の2第4項において「自己都合等退職者」という。）で、勤続期	略	

略

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の4及び附則第18項において「特定任命」という。)により職員となった後に退職した者を除く。)の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) 略

2 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条の表2の項に規定する者((1)から(4)までに掲げる者に限る。)であって、定年に達する日前における直近の3月31日までに退職し、かつ、年齢50年以上であるものに対する同条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢と

間が20年未満のもの
略

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) 略

2 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条の表2の項(1)から(4)までに掲げる者であって、定年に達する日前における直近の3月31日までに退職し、かつ、年齢50年以上であるものに対する同条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢と

		の差に相当する年数（当該年数が11年から <u>20年</u> までである場合は、10年）1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額			の差に相当する年数（当該年数が11年から <u>15年</u> までである場合は、10年）1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2 第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が11年から <u>20年</u> までである場合は、10年）1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額	第5条の2 第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が11年から <u>15年</u> までである場合は、10年）1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2 第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が11年から <u>20年</u> までである場合は、10年）1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額	第5条の2 第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が11年から <u>15年</u> までである場合は、10年）1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
略			略		
<p>(特定任命により職員となった後に退職した者に関する準用規定)</p> <p>第5条の4 第5条の2（前条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となった後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中</p>					

「退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（第5条の4及び附則第18項において「特定任命」という。）により職員となった後に退職した者を除く。）とあるのは「特定任命（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命をいう。）により職員となった後に退職した者」と、「給料月額の変額改定（給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。」とあるのは「俸給月額の変額改定（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第5条の2に規定されている俸給月額の変額改定をいう。」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなった場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第7条の2 第5条の2第1項（第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イ（第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額（第5条の4において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額。次号において同じ。）に60を乗じて得た額
- (2) 略

第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

第7条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 略

第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

第7条	略		第7条	略	
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から <u>20年</u> までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額		退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から <u>15年</u> までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第7条の2	略		第7条の2	略	
	<u>第5条の2第1項</u> (第5条の3の規定により読み替えて適用する <u>第5条の2第1項</u> (<u>第5条の2第1項</u> の	第5条の3の規定により読み替えて適用する <u>第5条の2第1項</u> の
第7条の2	略		第7条の2	略	
	同項の	<u>第5条の3</u> の規定により読み替えて適用する同項の		同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第7条の2 第1号	特定減額前給料月額(<u>第5条の4</u> において読み替えて準用する <u>場合</u> にあつては、 <u>特定減額前俸給月額</u> 。次号において同じ。)	特定減額前給料月額(<u>第5条の4</u> において読み替えて準用する <u>場合</u> にあつては、 <u>特定減額前俸給月額</u> 。以下この号及び次号において同じ。)及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から <u>20年</u> までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額	第7条の2 第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から <u>15年</u> までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

第7条の2 第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から <u>20</u> 年までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額	第7条の2 第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から <u>15</u> 年までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	略			略	
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から <u>20</u> 年までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額		及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から <u>15</u> 年までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
略		略		略	

(退職手当の調整額)

第8条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員の休職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号）第2条第1号に掲げる事由による休職を除く。）、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条の規定による大学院修学休業、地方公務員法第29

(退職手当の調整額)

第8条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員の休職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号）第2条第1号に掲げる事由による休職を除く。）、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条の規定による大学院修学休業、地方公務員法第29

条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第9条第4項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(8) 略

2～5 略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第8条の3 第5条に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2（第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。）及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) 略

2 略

(失業者の退職手当)

第15条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員等（職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）であったことがある者については、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(8) 略

2～5 略

(一般の退職手当の額に係る特例)

第8条の3 第5条に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) 略

2 略

(失業者の退職手当)

第15条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員等（職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）であったことがある者については、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間

(1)・(2) 略
3～10 略
11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

(退職手当の支払の差止め)

第18条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明

に該当するすべての期間を除く。

(1)・(2) 略

3～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

(退職手当の支払の差止め)

第18条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明

らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第19条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第17条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第19条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第17条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第20条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第17条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第15条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第22条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第22条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第22条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第20条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第20条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第17条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第15条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第22条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第22条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第22条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第20条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺

者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。) に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第20条第5項又は前条第3項において準用する鳥取県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第20条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第18条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる

者を含む。以下この条において同じ。) に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第20条第5項又は前条第3項において準用する鳥取県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第20条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第18条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる

職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。
- 2 鳥取県職員退職手当支給条例（昭和24年8月鳥取県条例第56号）は、廃止する。

職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日（以下「適用日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用する。
- 2 鳥取県職員退職手当支給条例（昭和24年8月鳥取県条例第56号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

3 職員の定年等に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の施行の日に現に在職する職員のうち次に掲げるものが、年齢50年以上で、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合又は知事が別に定める期間内に申し出てその者の非違によることなく退職した場合において任命権者が知事の承認を得たときは、第5条から第5条の3までの規定に該当する場合のほか、当分の間、第5条から第5条の3まで及び第7条から第7条の3までの規定による退職手当を支給することができる。

(1) 先に職員として在職した者のうち、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府

3 適用日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

4 適用日の前日に在職する職員（鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和33年鳥取県条例第49号。以下「条例第49号」という。）附則第2項各号列記以外の部分に規定する職員については、条例第49号附則第3項に規定する職員に限る。）が適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で規則で定めるものを除く。）をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第8条の3までの規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第3条の表2の項又は第5条の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職に限る。）

その者につき旧条例第4条（死亡により退職した者にあつては、鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和29年鳥取県条例第6号）附則第18項を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の額と第2条の4、第3条、第5条、第8条の2又は第8条の3の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

(2) 第7条又は第7条の2の規定に該当する退職

その者につき旧条例第3条、第4条又は第5条の規定により計算した退職手当の額と第7条又は第7条の2の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

5 第8条の3第1項に規定する職員に暫定手当が支給される間、同条第2項中「地域手当」とあるのは「地域手当並びに暫定手当」として同条の規定を適用する。

6 職員の定年等に関する条例の施行の日に現に在職する職員のうち次に掲げるものが、年齢50年以上で、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合又は知事が別に定める期間内に申し出てその者の非違によることなく退職した場合において任命権者が知事の承認を得たときは、第5条から第5条の3までの規定に該当する場合のほか、当分の間、第5条から第5条の3まで及び第7条から第7条の3までの規定による退職手当を支給することができる。

(1) 先に職員として在職した者のうち、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府

又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があった法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の事業と同種の事業を行っていたもので、施行令附則第3項第3号の規定により総務大臣が指定するものの職員となるため退職し、かつ、その職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となったもの（附則第10項第2号の規定により在職期間が引き続いたものとみなされる期間内に再び職員となったものを含む。）

(2) 略

又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があった法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の事業と同種の事業を行っていたもので、施行令附則第3項第3号の規定により総務大臣が指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）となるため退職し、かつ、その職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となったもの（附則第10項第2号の規定により在職期間が引き続いたものとみなされる期間内に再び職員となったものを含む。）

(2) 略

7 適用日の前日に現に在職する職員の同日以前における勤続期間については、附則第8項から第12項までの規定によるほか、第9条（第5項中段のうち他の公務員に関する部分を除く。）、第10条、第11条並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年7月鳥取条例第36号。以下「条例第36号」という。）附則第7項及び附則第13項の規定の例による。

8 昭和29年2月28日に現に在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間の3分の2の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

(1) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府職員等となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失った後に引き続いて再び職員となったものの当該外国政府職員等として

の引き続いた在職期間の3分の2の期間

(2) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて旧国民医療法（昭和17年法律第70号）に規定する日本医療団（以下「医療団」という。）の職員（以下「医療団職員」という。）となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続いて再び職員となったものの当該医療団職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

(3) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて日本赤十字社の救護員（以下「救護員」という。）となるため退職し、救護員として旧日本赤十字社令（明治43年勅令第228号）の規定に基づき戦地勤務（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）附則第41条の2第1項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。）に服し、かつ、救護員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となったものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の3分の2の期間

(4) 先に職員として在職した者であってア又はイに該当するもののア又はイに掲げる期間

ア 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国にあった特殊機関の職員で、施行令附則第3項第6号の規定により総務大臣の指定するもの（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となった者の当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

イ 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府の職員となるため退職し、当該外国政府の当該業務の外国にあった特殊機関への引継ぎとともに引き続いて外国特殊機関職員となり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となった者の当該外国政府の職員及び当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

9 昭和29年2月28日に現に在職していた職員のうち、次の各号の一に掲げるものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

(1) 先に職員として在職した者であって、兵役

に服するため退職し又は兵役に服するため待命若しくは休職となり服役中間期の満了により退職し、かつ、除隊の日又は軍人としての身分を失った日（昭和20年8月15日に現に本邦以外の地域にあった者が本邦に帰還した場合においては、本邦に上陸した日）から昭和29年2月28日までの間に他に就職することなく再び職員となったもの

(2) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸しょうを受けて他の任命権者に属する職員となるため退職し、かつ、任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認又は勸しょうを受けた他の任命権者に属する職員となったもの

(3) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸しょうを受け、引き続き在外研究員又は外国留学生（以下「在外研究員等」という。）となるため退職し、かつ、その研究又は留学を終えた後に引き続き再び職員となったもの

(4) 先に職員として在職した者であって、任命権者の勸しょうを受け、農林省委託開墾及耕地整理技術員長期講習生となるため退職し、かつ、その講習を終えた後に他に就職することなく再び職員となったもの

10 昭和20年8月15日に現に次の各号の一に掲げる者であったものが当該各号に掲げる日から昭和29年2月28日までの間に他に就職することなく職員となった場合においては、当該各号に掲げる者であった期間は、そのものの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

(1) 外地官署所属職員 外地官署所属職員の本分に関する件（昭和21年勸令第287号）の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日

(2) 外国政府職員等、外国特殊機関職員又は在外研究員等 昭和20年8月16日

(3) 救護員で戦地勤務に服したことのあつた者又は軍人軍属 その身分を失った日

11 適用日に現に在職していた職員のうち、昭和20年8月15日前に軍人軍属の身分を失ったことのある者の同日前における勤続期間の計算については、その身分を失った日以後120日（特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が知事と協

議して定める期間を加算した期間)以内に他に就職することなく職員となった場合においては、軍人軍属としての在職期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

12 先に職員として在職した者であって、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令（昭和21年勅令第109号）第1条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和22年勅令第1号）第3条の規定により退職させられたもの又はこれらに準ずる措置で施行令附則第6項の規定に基づく総理府令で定めるものによりその者の意思によらないで退職させられたもの（先に職員として在職し、終戦に伴い昭和20年8月15日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうちこれらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日（その禁ぜられた日前に再び職員となった者については、その再び職員となった日）の前日までの間に他に就職しなかったものを含む。）が、その退職の後、法令の規定又は特別の手續によりこれらの措置が解除された日（これらの措置により就職が制限されなかった職員となった場合にあつては、当該退職の日）から昭和29年2月28日までの間に再び職員となった場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から120日を経過した日以後に再び職員となった場合において、当該経過した日から再び職員となった日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。

13 適用日の前日に現に在職していた職員であつて、他の公務員から引き続いて職員となったもの及び同日に現に在職していた他の公務員であつて適用日以後に引き続いて職員となったものの適用日の前日以前における他の公務員としての勤続期間の計算については、附則第8項から前項までの規定を準用するほか、第9条第5項及び第7項、第11条並びに条例第36号附則第7項及び附則第13項の規定の例による。この場合において、第9条第5項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（条例第36号による改正前の第12条第1項の退職、附則第18項の特殊退職及び附則第19項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相

当する給与の支給を受けてした退職を除く。)により」と読み替えるものとする。

14 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて適用日の前日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて他の公務員となったものについては、第24条第2項の規定により退職手当を支給されないで他の公務員となったものとみなして同項の規定を適用する。

15 昭和20年8月15日に現に附則第10項各号に掲げる者（救護員で戦地勤務に服したことがある者、外国特殊機関職員及び在外研究員等を除く。以下この項において「外地官署所属職員等」という。）であつた者で同年同月同日において本邦外にあつたもののうち、昭和29年3月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年（特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が知事と協議して定める期間を加算した期間。以下この項において同じ。）以内に職員となったもの又は同年同月同日以後においてその本邦に帰還した日から3年以内に他の公務員となり、引き続き他の公務員として在職した後引き続いて職員となったものについては、外地官署所属職員等であつた期間は、その者の同年同月同日以後において最初に開始する職員又は他の公務員としての在職期間に引き続きたものとみなし、かつ、当該他の公務員としての在職期間に引き続きたものとみなす場合にあっては当該他の公務員としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員又は他の公務員としての在職期間の開始の日の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

16 前項に規定する者の昭和29年2月28日（同年3月1日以後に附則第10項第1号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日）以前における勤続期間の計算については、前項の規定に該当するものを除き、附則第8項及び附則第9項（これらの規定を附則第13項において準用する場合を含む。）並びに附則第14項の規定を準用するほか、第9条第5項及び第6項並びに第10条の規定の例による。この場合において、第9条第5項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（附則第18項の特殊退職及び附則第19項に規定する職員又は職員以外の地方公務員

として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。)により」と読み替えるものとする。

17 昭和29年2月28日に現に在職する職員、同日に現に他の公務員として在職し、同日後に引き続いて職員となった者又は附則第15項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は他の公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は他の公務員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで、第7条及び第7条の2並びに条例第36号による改正前の第12条第2項及び附則第19項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（附則第19項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けて退職した者については、当該割合とその者に係る附則第19項においてその例によることとされる附則第17項第2号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第2条の4から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びに条例第36号附則第3項から附則第6項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該給料月額に対する割合

(2) その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となった勤続期間（当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときに、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当（附則第12項の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、第4条若しくは第5条（25年以上勤続して退職した者のうち勤務公

署の移転により退職した者であって任命権者が知事が承認を得て定めるもの以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。)の規定による退職手当又はこれに準ずる退職手当に係る退職(以下「整理退職」という。)に該当する特殊退職をした者については、第4条の規定による退職手当)の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の基本額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合(特殊退職を2回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合)

18 前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職又は身分の喪失とする。ただし、第1号から第3号までの退職にあつては、整理退職に該当する退職を除く。

(1) 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合(他の公務員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の他の公務員となる場合を含む。)の退職

(2) 職員又は他の公務員が任命権者の要請を受けて職員又は他の公務員となるため退職し、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は当該他の公務員となる場合(前号に該当する場合を除く。)の退職

(3) 附則第8項各号又は附則第9項各号(これらの規定を附則第13項及び附則第16項において準用する場合を含む。)の退職

(4) 附則第12項(附則第13項において準用する場合を含む。)の退職

(5) 外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失

19 職員又は他の公務員から引き続いて職員となった者のうち、職員としての引き続いた在職期間(その者が当該在職期間中においてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第71号)第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第87号)第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日(当該退職を2回以上した者については、そのうちの最

終の退職の日)以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。)中において、昭和37年11月30日までの間は、職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職(整理退職に該当する退職及び特殊退職に該当する退職を除く。)をし、かつ、退職の日又はその翌日に、職員又は職員以外の地方公務員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額については、附則第17項の規定の例による。

20 昭和29年2月28日に現に在職する職員及び他の公務員であって同年3月1日以後に引き続いて職員となった者の同年3月1日以前における職員及び他の公務員としての在職期間のうちに第9条第4項に該当するものがあるときは、当該在職期間の計算については、同項の規定にかかわらず、同項の規定は適用しない。

21 職員が適用日前に第12条第1項に規定する公庫等職員となるため退職をした場合(附則第4項の適用を受ける職員については、適用日以後に当該退職をした場合を含む。)におけるその者に対する同条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項中「第5条の規定による退職手当」とあるのは「第5条の規定による退職手当に準ずる退職手当」と、同条第3項中「第5条の規定による退職手当に相当する給与」とあるのは「第5条の規定による退職手当に準ずる退職手当に相当する給与」とする。

22 第12条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する職員のうち、次の表の左欄に掲げる者については、同条第2項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用するものとする。

附則第4項の規定の適用を受ける者	第3条から第5条まで及び第7条	附則第4項
適用日前に第12条第1項の退職をした者	支給を受けた退職手当	この条例の規定による退職手当の支給を受けたものとした場合における当該退職手当

23 昭和29年1月1日以後に死亡した職員について

4 略

5 略

6 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第4条（昭和59年法律第71号）及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7 略

8 略

9 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号。以下「条例第36号」という。）附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の4まで及び附則第22項から第27項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の3第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第9項」とする。

10 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第36号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条の表2の項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条又は第5条の2（第5条の4において読

は、死亡賜金、死亡一時金その他これに類するものは支給しない。

24 略

25 略

26 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第2条第2項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

27 略

28 略

29 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第36号附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の3第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第29項」とする。

30 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第36号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条の表2の項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条又は第5条の2の規定により計算した額

み替えて準用する場合を含む。)及び附則第25項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

- 11 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(条例第36号附則第5項の規定に該当する者を除く。)で第5条又は附則第23項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第9項の規定の例により計算して得られる額とする。

12 略

13 略

14 略

15 略

16 略

17 略

- 18 特定任命により職員となった後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定(第5条の4の規定により読み替えられた第5条の2に規定する俸給月額をいう。)によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

- 19 令和7年3月31日以前に退職した職員であって第15条第1項、第3項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けるものに対しては、これら及び同条第10項に規定する場合のほか、そのものが特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(第15条第10項第2号ア又はイに掲げる者を除く。)である場合には、雇用保険法附則第5条の規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第15条第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

- 20 第2条第2項に規定する者以外の職員以外の者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用す

に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

- 31 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(条例第36号附則第5項の規定に該当する者を除く。)で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第29項の規定の例により計算して得られる額とする。

32 略

33 略

34 略

35 略

36 略

37 略

- 38 令和4年3月31日以前に退職した職員であって第15条第1項、第3項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けるものに対しては、これら及び同条第10項に規定する場合のほか、そのものが特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(第15条第10項第2号ア又はイに掲げる者を除く。)である場合には、雇用保険法附則第5条の規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第15条第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

- 39 第2条第2項に規定する者以外の職員以外の者(再任用職員を除く。)の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この

る。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

21 略

22 当分の間、第4条の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条の表2の項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第22項」とする。

23 当分の間、第5条の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条の表2の項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第23項」とする。

24 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員

25 職員の給与に関する条例附則第9項の規定による職員の給料月額改定（次項において「給料月額7割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

26 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、給料月額7割措置を受けた日（以下この項において「7割措置日」という。）より前に給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。）が7割措置日の前日におけるその者の給料月額（以下この項において「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割

条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

40 略

措置前給料月額が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第5条の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、規則で定める場合については、規則で定める額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項において同じ。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) その者が7割措置日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の7割措置前給料月額に対する割合

27 当分の間、第5条の表2の項に規定する者（(1)から(4)までに掲げる者に限る。）に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第24項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職

<p><u>員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。)</u>に達する日」と、<u>第5条の3の表第5条の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数」とあるのは「その者に係る定年（附則第24項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）」と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数」とする。</u></p>	
---	--

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略 (経過措置)</p> <p>3 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、適用日以後に職員<u>の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は附則第22項若しくは第23項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下であるものに対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第3条から第5条の4まで及び附則第22項から第27項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に職員<u>の退職手当に関する条例第3条の表2の項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下であるものに対する退職手当の基</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略 (経過措置)</p> <p>3 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下であるものに対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条の表2の項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下であるものに対する退職手当の基本額は、当分の間、</p>

<p>本額は、当分の間、同条又は同条例第5条の2（同条例第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第25項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第23項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超えるものに対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>6～11 略</p> <p>12 附則第7項に規定する者又は附則第9項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する職員の退職手当に関する条例第2条の4及び第8条の3の規定による退職手当の額は、同条例第2条の4から第5条の4まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から第6項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び新条例附則第4項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p> <p>(1) 職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の4まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から第6項までの規定により計算した額</p> <p>(2) 略</p> <p>13～37 略</p>	<p>同条又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超えるものに対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>6～11 略</p> <p>12 附則第7項に規定する者又は附則第9項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の4及び第8条の3の規定による退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から第6項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び新条例附則第4項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p> <p>(1) 新条例第2条の4から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から第6項までの規定により計算した額</p> <p>(2) 略</p> <p>13～37 略</p>
--	--

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1～11 略	1～11 略
12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条の表2の項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、その	12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で新条例第3条の表2の項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、その者が新条例第5条の規

<p>者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第9項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>13 略</p>	<p>定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として新条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>13 略</p>
--	---

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条まで、第7条及び附則第29項から第31項まで、附則第9項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号。以下この項及び附則第4項において「条例第36号」という。）附則第3項から第6項まで並びに附則第13項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年鳥取県条例第81号。以下この項において「条例第81号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条まで、第7条及び附則第29項から第31項まで、附則第9項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号。以下この項及び附則第4項において「条例第36号」という。）附則第3項から第6項まで並びに附則第13項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年鳥取県条例第81号。以下この項において「条例第81号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下</p>

<p>の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の83.7) を乗じて得た額が、<u>職員の退職手当に関する条例</u>第2条の4から第5条の4まで、第7条から第8条の3まで及び<u>附則第9項から第11項</u>まで(附則第6項及び第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、条例第36号附則第3項から第6項まで並びに条例第81号附則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「<u>新条例等退職手当額</u>」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>3～13 略</p>	<p>の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の83.7) を乗じて得た額が、<u>新条例</u>第2条の4から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び<u>附則第29項から第31項</u>まで(附則第6項及び第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、条例第36号附則第3項から第6項まで並びに条例第81号附則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「<u>新条例等退職手当額</u>」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>3～13 略</p>
--	---

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、常時勤務を要する職員及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあつては、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とし、同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を占める職員(以下「会計年度任用職員」という。)にあつては、第18条第2項の定めるところによる。</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>についての適用除外)</p> <p>第17条 第4条、第4条の4、第5条の2及び第13条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員及び育児休業法第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、常時勤務を要する職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあつては、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とし、同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を占める職員(以下「会計年度任用職員」という。)にあつては、第18条第2項の定めるところによる。</p> <p>(<u>再任用職員等</u>についての適用除外)</p> <p>第17条 第4条、第4条の4、第5条の2及び第13条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び育児休業法第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p>

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、常時勤務を要する職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあっては、給料及び手当とし、同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を占める職員(以下「会計年度任用職員」という。)にあっては、第19条第2項の定めるところによる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第18条の4 第4条、第4条の3、第5条、第7条の2及び第16条の規定は、地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、常時勤務を要する職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあっては、給料及び手当とし、同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を占める職員(以下「会計年度任用職員」という。)にあっては、第19条第2項の定めるところによる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第18条の4 第4条、第4条の3、第5条、第7条の2及び第16条の規定は、地方公務員法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第9条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 給与条例附則第9項の適用を受ける職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出された額とする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略</p>

<p>4 <u>給与条例附則第11項、第15項又は第16項の規定による給料を支給される職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。</u></p>	
--	--

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) 略 <u>(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> (6) 略</p>	<p>(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) 略 <u>(5) 略</u></p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第11条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 <u>(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> (4) 略 2 前項第4号の規定にかかわらず、任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に非常勤職員として引き続き採用されたことに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするものは、育児休業法第2条第1項の条例で</p>	<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 <u>(3) 略</u> 2 前項第3号の規定にかかわらず、任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に非常勤職員として引き続き採用されたことに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするものは、育児休業法第2条第1項の条例で</p>

<p>定める職員としない。</p> <p>(育児休業をする非常勤職員の給与に係る特例) 第9条の2 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する職員及び短時間勤務職員(同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。))を除く。))については、第7条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情) 第16条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている育児休業法第18条第1項の規定により<u>任期を定めて採用された短時間勤務職員を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。</u></p>	<p>定める職員としない。</p> <p>(育児休業をする非常勤職員の給与に係る特例) 第9条の2 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する職員及び短時間勤務職員(同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。))を除く。))については、第7条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情) 第16条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている<u>短時間勤務職員(育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。))</u>を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。</p>
---	--

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第12条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(1週間の勤務時間) 第2条 略 2 略 3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定</u></p>	<p>(1週間の勤務時間) 第2条 略 2 略 3 <u>地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。))の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を</u></p>

める。

4・5 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3・4 略

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当

除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定める。

4・5 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3・4 略

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上

<p>たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき、1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（船員の勤務時間等の特例）</p> <p>第7条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分から40時間の範囲内で任命権者が定める時間（育児短時間勤務職員等にあつては第2条第2項の規定により定める時間、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては同条第3項の規定により定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては同条第4項の規定により定める時間とする。）とすることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第14条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>（1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）</p> <p>（2）・（3）略</p> <p>2・3 略</p> <p>（無給休暇）</p> <p>第17条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員については、第1項（海外随伴休暇に係る部分に限る。）、第4項及び前項の規定は、適用しない。</p>	<p>の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき、1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（船員の勤務時間等の特例）</p> <p>第7条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分から40時間の範囲内で任命権者が定める時間（育児短時間勤務職員等にあつては第2条第2項の規定により定める時間、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては同条第3項の規定により定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては同条第4項の規定により定める時間とする。）とすることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第14条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>（1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）</p> <p>（2）・（3）略</p> <p>2・3 略</p> <p>（無給休暇）</p> <p>第17条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員については、第1項（海外随伴休暇に係る部分に限る。）、第4項及び前項の規定は、適用しない。</p>
---	---

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第13条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で教育委員会が定める。</p> <p>4・5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 市町村又は法第2条の市町村の組合に置かれる教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市町村教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する<u>短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で教育委員会が定める。</p> <p>4・5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 市町村又は法第2条の市町村の組合に置かれる教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市町村教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期</p>

間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上（週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週を超えない期間につき、1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員
20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）

(2)・(3) 略

2・3 略

（無給休暇）

第15条 略

2～5 略

6 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員については、第1項（海外随伴休暇に係る部分に限る。）、第4項及び前項の規定は、適用しない。

間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上（週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週を超えない期間につき、1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員
20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）

(2)・(3) 略

2・3 略

（無給休暇）

第15条 略

2～5 略

6 地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第1項（海外随伴休暇に係る部分に限る。）、第4項及び前項の規定は、適用しない。

（病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第14条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、常時勤務を要する職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、給料及び手当とし、同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を占める職員（以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。）にあつては、第26条第2項の定めるところによる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第25条 第6条から第9条まで及び第21条の規定は、地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、常時勤務を要する職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。）にあつては、給料及び手当とし、同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を占める職員（以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。）にあつては、第26条第2項の定めるところによる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第25条 第6条から第9条まで及び第21条の規定は、地方公務員法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>

(鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第15条 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の3の規定により臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p><u>(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の3の規定により臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。</u>）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>3 略</p>

(鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第16条 鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報告事項)</p> <p>第2条 任命権者が法第58条の2第1項の規定により人事行政の運営の状況に関し報告しなければならない事項は、職員（地方公務員法第22条の3の規定その他の法律の規定により臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第2条 任命権者が法第58条の2第1項の規定により人事行政の運営の状況に関し報告しなければならない事項は、職員（地方公務員法第22条の3の規定その他の法律の規定により臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第17条 職員の再任用に関する条例（平成13年鳥取県条例第2号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条中職員の退職手当に関する条例第15条第11項第5号の改正規定及び同条例附則第38項の改正規定（「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。）並びに附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下この条及び次条において「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下この条、次条、附則第5条、第6条及び第10条において「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（暫定再任用により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項

- に規定する地方公共団体の組合であって鳥取県が加入するものをいう。次項及び附則第6条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達しているもの(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。
(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)
- 第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されてい

たものとした場合における旧条約定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条約定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条約定年が基準日の前日における新条約定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条約定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条約定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条約定年相当年齢が基準日の前日における新条約定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条約定年相当年齢が新条約定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条約定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者)を、新地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条約定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(次条及び附則第15条から第19条までにおいて「新条例」という。)附則第9項から第18項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規

定により勤務している職員には適用しない。

第13条 暫定再任用職員（暫定再任用職員のうち新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この条及び次条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

第14条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第2条第2項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第15条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第16条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第10条第2項及び第6項並びに第13条第2項の規定を適用する。

第17条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第16条の4第3項の規定を適用する。

第18条 新条例第16条の7第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員（職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年鳥取県条例第26号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第19条 新条例第4条第3項から第10項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第11条の4、第11条の5、第11条の9及び第16条の9の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。

第20条 附則第13条から前条までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第21条 暫定再任用職員に対する第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。））」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第22条 第7条の規定による改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、第4条の4、第5条の2及び第13条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第23条 第8条の規定による改正後の企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、第4条の3、

第5条、第7条の2及び第16条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第24条 令和3年改正法による改正前の地方公務員法（以下「旧地方公務員法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして第9条の規定による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定を適用する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第25条 旧地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして第11条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第26条 暫定再任用短時間勤務職員は、第12条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第27条 暫定再任用短時間勤務職員は、第13条の規定による改正後の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第28条 第14条の規定による改正後の病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条から第9条まで及び第21条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第29条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第15条の規定による改正後の鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員であって、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）」とする。

(鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第30条 旧地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして第16条の規定による改正後の鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定を適用する。

鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和4年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第27号

鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 弥生時代の交易拠点としてにぎわった港湾集落跡であり、極めて良好な保存状態で多種多様な遺物が出土した青谷上寺地遺跡（以下「遺跡」という。）を県民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継いでいくとともに、遺跡の魅力を鳥取県の内外に発信し、遺跡の適切な保存及び活用を図り、もって県民の文化向上に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、鳥取県立青谷かみじち史跡公園（以下「史跡公園」という。）を鳥取市に設置する。

(施設)

第2条 史跡公園の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 遺跡から出土した重要文化財その他出土品（以下「重要文化財等」という。）の収蔵展示施設
- (2) ガイダンス施設（重要文化財等の調査及び研究のために必要な施設を含む。）
- (3) 屋外展示施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか遺跡及び重要文化財等の適切な保存及び活用を増進するために必要な施設

(所掌事務)

第3条 史跡公園においては、次に掲げる事務を行う。

- (1) 史跡公園の維持管理、調査研究及び整備に関すること。
- (2) 重要文化財等の収蔵展示に関すること。
- (3) 史跡公園の普及啓発及び情報発信に関すること。
- (4) 史跡公園の関係職員その他関係者の研修に関すること。
- (5) 遺跡の管理団体（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条の規定による指定を受けた団体をいう。以下同じ。）として行う管理及び復旧に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか史跡公園の保存及び活用を図るために必要な事項に関すること。

(職員)

第4条 史跡公園に所長その他の所要の職員を置く。

(指定管理者による管理)

第5条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に史跡公園に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 史跡公園の維持管理（知事が別に定めるものを除く。）に関する業務
- (2) 史跡公園の普及啓発及び情報発信に関する業務（知事が別に定めるものを除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に掲げる事務のうち知事が別に定めるもの

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(指定管理者の選定基準)

第7条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第4条第1項の規定による申請があったときは、同条例第5条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 第5条に規定する業務の事業計画書の内容が、史跡公園の効用を最大限に発揮させるとともに、当該業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(2) 第5条に規定する業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(3) 知事が行う事業に積極的に協力する者であること。

(4) その他知事が第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項
(利用時間及び利用休止日)

第8条 史跡公園の利用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 史跡公園の利用を休止する日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第9条 史跡公園の施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

3 指定管理者は、史跡公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(利用料金)

第10条 史跡公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(行為の制限等)

第12条 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。

(1) 史跡公園の施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 史跡公園内において喫煙し、又は火を使用すること。

(3) 指定管理者の許可を受けずに竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(4) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 土地の形質を変更すること。

(6) 指定管理者の許可を受けずに物品を販売すること。

(7) 立入禁止区域内に立ち入ること。

(8) 空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。

(9) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める行為

2 第9条第2項及び第3項の規定は、前項第3号及び第6号の許可（以下「行為許可」という。）について、準用する。

3 指定管理者は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、史跡公園への立入りを拒み、又は史跡公園からの退去を命ずることができる。

4 第1項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1) 管理団体が行う行為

(2) 文化財保護法第125条第1項本文の許可を受けてする行為及び同項ただし書に規定する場合において当

該許可を受けないでする行為

(3) 文化財保護法第125条第7項前段の規定による命令又は同項後段の規定による指示に基づく措置として行う行為

(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の環境大臣又は知事の許可を受けて行う鳥獣の捕獲等の行為

(措置命令)

第13条 指定管理者は、史跡公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、史跡公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(許可の取消し)

第14条 指定管理者は、利用許可又は行為許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可又は行為許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 利用許可若しくは行為許可を受けた目的以外の目的に利用し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 利用許可又は行為許可の条件に違反したとき。

(4) 詐欺その他不正の行為により、利用許可又は行為許可を受けたとき。

(5) その他史跡公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定による指定及び第7条の規定による選定並びにこれらに関し必要な手続その他条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(最初の指定管理者の管理の期間)

3 第6条の規定にかかわらず、前項の規定によりこの条例の施行前に第5条の規定による指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間は、この条例の施行の日から令和11年3月31日までとする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。